

最近の悪質商法・詐欺にはどんな特徴がありますか。また、被害に遭わないようにするにはどうすればよいですか。

(60歳代 女性)

近年、消費者を取り巻く環境が複雑・多様化し、インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、架空請求・ワンクリック請求、SNSをきっかけにした副業・情報商材やマルチ商法のトラブルなど、様々な手口による悪質商法が後を絶ちません。

新たに新型コロナウイルス感染症に便乗したワクチン・給付金詐欺や、外出自粛が長引く中でのネット通販トラブル、コロナ禍で不安定な消費者の心理につけ込む悪質商法の事例も報告されています。

また、今月から成人年齢が18歳に引き下げられたことで、契約の知識や社会経験がとぼしい18、19歳の若者が悪質業者のターゲットとなり、被害が増加することも懸念されています。

このような消費者被害・トラブルに遭わないために、私たち一人一人が消費生活に関する正しい知識を身に付けることが、今後ますます重要となってきます。

県消費生活センターでは、全国の相談窓口に寄せられた事例を紹介しながら、その注意点・対処法をわかりやすくお話する「消費生活出前講座」を実施しています。町内会や老人クラブをはじめ、各学校の授業やホームルーム、企業の研修会・講習会など、どなたでも無料でご利用になれます。幼児・児童生徒などを対象にした「大人も一緒に学ぶ親子講座」や、ウェヴ会議システム「Zoom（ズーム）」を使った「オンライン講座」など、対象の方に合わせ幅広く対応していますので、ぜひご利用ください。

申し込みは開催日の1か月前までに、県消費生活センター（023・630・3237）へ。開催時間・内容などはご希望により調整しますので、まずは気軽にお問い合わせください。